

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

⇩ 中小企業事業承継税制

Q : 中小企業の事業承継がしやすくなる税制が検討されているようですが、どのようなものですか？

A : 相続等により取得した議決権株式の課税価格の80%に対応する相続税額の納税が猶予されます。

【解説】

事業承継税制は、平成21年度の税制改正において、事業承継者を対象とする「取引相場のない株式等にかかる相続税の納税猶予制度」が創設され、中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律(仮称)施行日以後の相続等に遡って適用されることとなっています。

概要は、次のとおりです。

① 納税猶予額

課税価格の80%に対応する相続税額

② 適用要件

中小企業が対象となり、発行済議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分が納税猶予の対象となる

③ 適用対象となる相続

代表者であった被相続人が同族関係者と合わせて過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主であった場合で、代表者となった相続人も同族関係者と合わせて過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主である場合が対象

④ 納税免除

納税猶予の対象となった株式等を事業承継相続人が死亡するまで保有し続けた場合には納税が免除される

